

梅雨が明けたらいいよ夏本番。海に川に、花火に夏祭り…アウトドアが楽しい季節の到来ですね！観光業界は繁忙期に突入しますが、お休みの日はしっかりフレッシュして、ON と OFF を上手く切り替えながら、楽しく安全に、元気に夏を乗り越えましょう。まだしばらくは梅雨のじめじめとした空気や真夏日のような暑さに早くも夏バテしそうな日がありますが、できるだけしっかり食べて十分な睡眠を心がけましょう。また、これからの時期は食中毒の心配も高まりますので、手洗いをしっかりと、健康管理と衛生管理にも努めましょう。

いまだ聞けない？ 「働き方改革」 何のため？

ネットやテレビをはじめ、就業先の会社でも、「働き方改革」について話題を耳にする機会が多くなりましたね。知ってる！あれでしょ、働きすぎちゃいけないってことでしょ？と、漠然と分かっているつもりでも、うまく他人に説明できないのがこの制度ではないでしょうか。働き方改革はみなさんの働き方に係る法律です。どうして法律が施行されたの？働き方改革って何のため？何が変わるの？知っているようで知らない、働き方改革の真意を社労士さんが解説してくれました。



一億総活躍社会…という言葉を目にしたことがあると思います。国民誰もが生きがいを感じて夢に向かって頑張ることができる社会。**人生100年時代を見据えた経済社会の在り方の構想**です。しかしその実現には数多の課題が存在します。

近年、日本が直面している少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、育児や介護と仕事の両立など働くスタイルのニーズが多様化しています。こうした課題を解決するため、国は働く人がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選べ、将来に対してよりよい展望のもてる社会の実現を目標としています。 >>>うらへつづ



給与明細が 変わりました

6月に送付する給与明細から、新しく変わります。出勤記録と明細が2枚に分かれていますので「あれ？明細がない！」となった方も、封筒の中身を確認してみてください。

表記される項目は以前と同じですが「見方が分からない！」などありましたら、お気軽に事務所までお問合せください。

宛名の紙には
出勤記録のみ
表示されます

2か所以上で
勤務している場合も
明細は1枚です
合算された数字が
表示されます

名前を
ご確認ください

2か所以上で
勤務中の方は
勤務時間が長い方
の勤務先が表示
されます

明細は
宛名の紙に
挟んでいます

健康診断を 受診しましょう

★希望者は事前にご連絡ください。



年に1回、健康診断を受診しましょう。ご都合の良い日に最寄りの病院で受診していただけます。受診料金は一旦各自で負担していただき、後日診断書控と領収書の提出で返金(上限あり)いたします。受診の10日～2週間前までにお知らせください。詳しくは事務所まで。

●申込先 ホテルiestaff 三方(みかた)
☎0798-22-2057 (10:00～19:00)
✉ hotelier_office@hotelier.co.jp

2019年4月1日に施行された働き方改革推進法は一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジです。同法は大きく分けて、「働き方改革の総合的かつ継続的な推進」「長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等」「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」の3つから成ります。

国際的にみても日本の**長時間労働**は依然として深刻です。長時間労働や超過残業による過労死のニュースはよく目にします。その原因は様々ですが、長時間労働や超過残業を拒みにくい企業風土もその一つです。長時間労働は一時的には生産量は上がりますが、生産効率は上がりません。また、健康を損なうことでフルタイム労働者としての就労形態から変更を余儀なくされ、結果的に労働力不足が進行してしまいます。これまでは残業に対して正当な賃金の支払いが企業に求められていましたが、今後は管理職も含めて働く人の心身の健康を維持する観点から労働時間を適正に管理しなければならないことがこの法案に盛り込まれています。



2020年より時間外労働の上限が法律で規制されます。上限を超えそうな対象者には別途ご連絡します。

生産年齢の減少が問題視されている一方で、働きたいのに働けない人がいます。その理由の一つが、**仕事と家庭の両立**の難しさです。約5割の女性が出産・育児により退職しており、その両立困難の理由で最も多いのが「勤務時間があいそもなかった（あわなかった）」（56.6%）です。「多様で柔軟な働き方の実現等」は、働きたいのに様々な制約により働けない人が労働参加できる社会をつくるのが目的です。



また、今の日本では高齢者の6割が「**65歳を超えても働きたい**」と希望しています。しかし、現状実際に働いている高齢者は2割ほどにとどまり、希望する就労形態はパートタイムや有期雇用が圧倒的に多いのが現実です。フルタイム労働者に対するパートタイム労働者や有期雇用労働者の賃金水準の格差は大きな社会問題となっています。雇用形態による不合理な待遇差を「同一労働・同一賃金」の観点からは是正し、現在労働市場の外にいる高齢者や育児・介護で離職せざるを得なかった人が労働参画しやすい環境整備が必要となってきます。

高齢者や出産・育児や介護に負担を抱える人が、フルタイム労働者のような働き方を選択するには限界があります。結果的に非正規雇用での働き方を選択し、生産効率を發揮しきれない状況を産み出しています。非正規労働者は今や労働者全体の約4割を占めます。この層の働き方・待遇を改善することで、労働力不足を解消し、一億総活躍社会の実現に繋がるのではと期待されています。

これらがすべて実現されれば、「メンタルヘルス対策」「過労死」など労働の在り方に直面することが多かった平成から令和への元号改正が発表された4月1日に施行された働き方改革法案、まさに新時代の幕開けと共に「一億総活躍社会」「働き方改革」が令和の新しい労働用語の象徴となるのではないのでしょうか。

資料提供：社会保険労務士法人 中村事務所

労働力の例



いかがでしたか？働き方改革についての具体的なルールやアクションは企業に求められているものの、私たち労働者にとっても関わり深い改革です。出産、育児、介護…今の私には関係ないという方も、いずれ高齢者になったとき、この法律ができてよかったと思える時がくるといいですね。

働き方改革関連法で、フルタイム勤務の方は年に最低でも5日の有給休暇を取得することとされています。繁忙期は希望日に取得できない場合がありますので計画的に取得しましょう。有給休暇の取得には手続きが必要です。詳細は事務所までお問合せください。